

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

有田川町長

市町村名 (市町村コード)	有田川町 (30366)	
地域名 (地域内農業集落名)	清水地区 (中原、川合、二澤、北野川、粟生、二川南原、二川北原、東大谷、大月、三瀬川、日物川、境川、井谷、板尾下、板尾上、杉野原、押手、沼谷、嵯峨、西谷、柵、沼、遠井、三田、宮川、大蔵、小峠、湯子川、下ノ番、中ノ番、上ノ番、西の原、つづら、西番、東番、戸川、下湯川西部、下湯川東部、上湯川、室川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農用地は、平坦地と山間地に分かれており、水稻、野菜、山椒、グランドカバー、山林用の種苗などが栽培されている。

当地区においては高齢化が進むなか、後継者不足と遊休農地の更なる増加が見込まれる。またそれに伴い、周辺農地での耕作への影響や、鳥獣害の増加が懸念される。よって、後継者の確保および遊休農地や将来的に遊休化する可能性が高い農地を担い手農家に集積することが課題として考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き水田は保全し、樹園地は山椒を中心に、畑地は野菜、グランドカバー、山林用の種苗などを栽培する農地として利用を進める。

また、遊休農地の発生を防ぐため、農業公社と協力し、農地中間管理事業を通じて認定農業者や新規就農者など多様な担い手への利用集積を図る。

適切な管理が行われていない遊休農地および増加が懸念される鳥獣害については、補助制度等により農業者への支援を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	529 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	529 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積に務める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向と農業経営を縮小したい農家の意向を調整の上、農地中間管理機構を通じ段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、県や土地改良区などと協力し、基盤整備を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

次世代の農業を担う人材を確保するため、地域内外から多様な経営体を募集し、離職就農者や新規参入者などが就農し定着することができるよう、県や農業委員会、農業協同組合、土地改良区などと連携し、農地の所有・利用に関する情報提供体制の充実を図るなど、地域で受け入れから定着までのサポートを実施する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】